

法改正トピックス

第1回/全8回

多様な法改正への対応は、社労士試験合格の重要なカギとなります。要点を押さえた解説の後は演習問題を解いて、法改正対策を進めていきましょう。

社会保険労務士
北村 庄吾

(ブレイン社会保険労務士法人 代表社員)



社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。掲載順は科目講座の進行とは関係なく、すでに確定している重要改正から紹介していきます。

1 職長等に対する教育の対象業種の拡大

労働安全衛生法

令和5年1月1日施行

★★★

改正の概要

安衛法60条に規定するいわゆる「職長等に対する教育（安全衛生教育）」の対象業種に、一定の業種が追加されました。

改正の内容

改正が行われた規定は次のとおりです。

<職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種（安衛令19条）>

旧	新
安衛法60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。 1号 建設業 2号 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。 イ <u>食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）</u> ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業	安衛法60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。 1号 建設業 2号 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。 イ <u>たばこ製造業</u> ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業